

総合評価落札方式における「労務賃金の支払い」に関する評価の試行要領

平成21年7月16日

1. 目的

長崎県における設計労務単価を引き上げることを目的とする。

2. 対象工事

原則として、特別簡易型の土木部所管工事を対象とする。

3. 対象発注機関

長崎振興局、県央振興局、島原振興局、県北振興局、五島振興局、五島振興局上五島支所、壱岐振興局、対馬振興局の各建設部及び長崎振興局長崎港湾漁港事務所、長崎南バイパス建設事務所

4. 発注件数

発注機関ごとに1件以上

5. 発注期間

平成21年8月1日以降、公告する工事に適用する。

6. 評価項目

企業の施工能力の内、企業の実績関係の中で「労務賃金の支払い」項目を入れる。〔「基幹技能士の配置」を削除する。〕

7. 評価内容

「1日当たりの平均労務賃金」を長崎県における設計労務単価と同等かそれ以上支払う」ことを誓約する者を評価する。該当工事で元請または、下請ごとに、以下に示す作業員等の「1日当たりの平均労務賃金」を対象とする。

①特殊作業員

②普通作業員

③運転手（特殊）

④運転手（一般）

*海上工事等については、職種の選定について考慮すること。

8. 評価基準及び配点

誓約する。 0.5点

誓約しない。 0点

〔企業の施工実績0.8点、工事成績0.4点、施工実績件数0.4点に変更〕

9. 技術資料作成要領

1)作成要領

「1日当たりの平均労務賃金」を長崎県における設計労務単価と同等かそれ以上支払う」ことを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を選択すること。

2)上記 1)の選択にあたっては、別添の工事竣功時に作成する「労務賃金支払確認表」の記載要領を参考とすること。

3)元請並びに全ての下請において、4職種全てを対象とし、「誓約する」とした者が、その履行が確認出来ない場合は、総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項の 16 に基づく総合評価に関する事項の「基幹技能者の配置」に準じ、工事成績定の評点を 10 点減点する。

4)賃金の支払い実態が、当該工事における「労務賃金支払確認表」と異なることが、後日判明した場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領の第 3 条、別表第 1 の虚偽記載に該当するものであり、厳正に処分を行う。

労務賃金支払確認表

工 事 番 号 :

工 事 名 :

工 事 場 所 :

工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

企 業 名 : 代表者:

請 負 区 分 : 元 請 1次下請 2次下請 3次下請 その他

該当に○を

職 種	延べ出勤日数	労務賃金の総額	1日当たりの平均労務賃金	起工時の設計 労務単価 〔発注者記入〕	判定 〔発注者記入〕
特殊作業員					
普通作業員					
運転手(特殊)					
運転手(一般)					

上記、記載について相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

請 負 者 所 在 地 :

企業名:

代表者:

電 話:

作成者:

※記載要領

①元請、下請ごとに用紙を替えて作成のこと。

②元請、下請にかかわらず「誓約」については、元請負者が行うこと。

③上記、4職種についてのみ記入すること。

④日給制〔日給月給制及び時間給制を含む〕および月給労働者を対象とする。

〔出来高給制の労働者は対象としない。〕

⑤「延べ出勤日数」とは、該当職種の作業員等が該当工事現場で作業した総日数とする。

⑥「労務賃金の総額」とは、工期内において該当職種の労働者に支払った労務賃金の総額をいう。

なお、工事竣工日までに支払われていない労務賃金については、工事竣工日までの勤務日数当たりの労務賃金を勘案の上、支払い予定額として労務賃金の総額に含めるものとする。

また、賞与等〔臨時の給与〕については、各作業員への年間支給額〔予定を含む〕を年間労働日数で除し、1日当たりの換算賞与等額を算出し、該当工事の勤務日数に乗じた金額を労務賃金の総額に含めるものとする。

⑦「1日当たりの平均労働賃金」とは、⑥「労務賃金の総額」を⑤「延べ出勤日数」で除したものとする。

⑧労務賃金とは、所定労働時間内に対する賃金(基本給、基準内手当、実物給与)、とし、時間外、休日、深夜等の割増賃金は含まないものとする。

⑨基準内手当とは、家族手当、通勤手当、住宅手当、現場手当、技能手当等とする。

⑩実物支給とは、通勤用定期の支給、食事の支給等とする。